

2 令和3年度 学校経営方針

(1) 学校経営目標

家庭・地域と連携し、知・徳・体の調和のとれた城前っ子の未来を拓く学校

(2) 教育目標

具体目標	☆ 総括：気づき・考え・行動する子 ○ よく考え進んで学習する子（知） ○ 明るく思いやりのある子（徳） ○ たくましく粘り強い子（体）
------	---

(3) 令和3年度「重点目標」「指標」「方策」

～ ☆ 児童理解を深め、**みとめて、ほめて、そだてる** ～

重点目標	目標の指標	価値項目・方策
学考主 習え体 す'的 るねに 子ば気 りづ 強き く・	①学習のきまりを守る（城前っ子の一事徹底） （授業の準備・ベル席・学習姿勢） ②学習用具を忘れず、授業に臨む ③正しい言葉づかい（丁寧語「です」「ます」）ができる ④主体的に学び、自分の考えを持つ ⑤級友等との対話で考えを広げ・深める ⑥自己評価し、学習内容と生活を関連することができる ⑦授業と家庭学習の連動。課題を粘り強く解決する	①学習規律 ②学習習慣の確立 ③学習習慣の確立 ④主体的な学び ⑤対話的で深い学び ⑥自己評価・解決力 ⑦学習習慣の確立
大や自 切り他 に、を す命思 るをい	①自分から心のコモったあいさつをする ②相手を思いやるふわふわ言葉を使う ③いじめをしない、許さない態度を持つ（いじめ根絶） ④動物や植物をかわいがり育てることができる ⑤奉仕の心・支え合う心・感謝の心を持つことができる ⑥郷土で学び・愛し・誇りを持つことができる。 ⑦学習用具や清掃用具を丁寧に使い・後始末ができる	①あいさつの徹底 ②市共通実践項目 ③いじめ防止基本方針 ④生命尊重 ⑤美化デー・朝の自主活動 ⑥地域学習・行事等 ⑦市共通実践項目
でを健 運持康 動ち・ す、安 るす全 子すに ん関 心	①自助・共助という危険回避能力と公德心を育む ②病気やけがの予防に心がける（コロナ感染予防） （マスク着用・手洗い三密を避ける）（むし歯治療60%） ③食育に関心を持ち好き嫌いなく食べる（朝食摂取90%） ④きまりの意義を知り、ルールを守る ⑤体位、運動に関心を持ち、めあてを持って運動する （持久力・泳力の向上、部活動との連携） ⑥就寝・起床時刻を守り、十分な睡眠時間をとることができる ⑦安全な徒歩登下校ができる（8時までの登校）	①安全教育の充実 ②病気や怪我の予防 ③食育教育の充実 ④自他を守るきまり ⑤体育学習の充実 ⑥基本的な生活習慣の形成 ⑦徒歩登校の勧め
育持地 つち域 子、に 地関 域心 でを	①自分の住んでいる地域に関心を持つ ②地域で学び・地域を知る。地域行事への参加 ③地域を愛し、誇りに思うことができる ④教師の準備 ※ 教師自身が地域を知る活動を重視する（特徴・願い） ※ 地域関係団体との密接な連携を図る ※ 地域の自然や素材を生かした授業改善を図る。 ※ 地域人材の計画的・効果的活用を図る。	①地域に関心を持つ ②地域を知る・体験する ③地域を愛する 教師側 ①地域を知る・体験する ②地域との連携・分担 ③地域教育資源活用 ④教育課程への組み込み

(4) めざす学校像【家庭・地域と連携し、地域と共にある学校】

- ① 子どもが学校生活や学習が楽しいと言える学校
- ② 職員が同僚性を発揮し、やりがいのある学校
- ③ 子ども・保護者・地域・関係機関・職員に愛される学校
- ④ 安心・安全で、いじめの防止・コロナ感染予防に全力を尽くす学校
- ⑤ 子どもの「学力保障」と「成長保障」のある学校
- ⑥ 学校、家庭、地域・関係機関が連携と感謝の絆で結ばれ共に高め合える学校
- ⑦ 業務改善をすすめ、安全・安心や重点事項にしっかり力を入れることができる学校

(5) めざす児童像

- ① 五感を働かせ気づき・主体的に考え・責任を持った行動ができる子
- ② 夢や目標に向かって、計画的に粘り強く学習する（取り組む）子
- ③ 相手を思いやりふわふわ言葉が使える子（いじめ撲滅）
- ④ 自分の言葉で発表し、話をしっかり聴き、自分の考えを広げ深めることができる子
- ⑤ 安全な行動がとれる子
- ⑥ 体を動かし、好き嫌いなく食べ、健康に気をつける子
- ⑦ 進んでボランティア活動に参加する子（朝の自主活動、委員会活動、地域クリーン活動等）

(6) めざす教師像

- ① 教育公務員としての自覚を持ち、服務規律遵守し、保護者や地域から信頼される教師
- ② 自己研鑽及び資質・能力の向上に努め、使命感と活力に富む教師
- ③ 「学ぶ意義」を実感させ、「学ぶ意欲」を高める学習活動を工夫し、子どもに自己肯定感や夢を持たせ、子どもの持つ良さや可能性を伸ばす教師
→ 1人1授業：指導案を作成し、公開授業（校長・教頭参観、全体及び校内公開）
- ④ 児童1人1人に真摯に向き合い、児童理解を深め、児童を愛することができる教師
- ⑤ 同僚性を発揮しOJTに積極的に参加し、スキル等を高め合い、交流を大切にする教師

3. 学校経営の基本方針

文部科学省や沖縄県教育委員会、うるま市教育委員会の施策を踏まえ、**家庭や地域の教育力を生かした「地域とともにある学校」として**城前っ子のよさや可能性を伸ばすことを最大の目標とし、全教職員協働実践により、活力ある学校経営に全力を尽くす。そのため、**学校運営協議会の提言や学校評価、各種調査等による成果及び課題を絶えず「C（評価）・A（改善）」し**、保護者や地域から信頼される教育活動に努める。

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、**地域と連携・協働しながら教育活動を進める**。そのため、**学ぶことと社会の繋がりを意識し、「何ができるようになるか」という基本的な知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視し、他者と協調しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力の育成をめざす、「主体的・対話的で深い学び」を実現していく実践研究を進める**。

また、学校での「学び」が、実生活と関連することを実感させ、キャリアパスポートの実践を通して「学ぶ意義」を系統的に指導し、「学ぶ意欲」の向上を図るキャリア教育の視点を踏まえた教育課程の編成・実施に努める。

さらに、教師一人一人の授業力の向上に努め、指導の過程における児童の変容を評価・改善し、質的改善を通して、児童の「確かな学力」の向上を図る。

なお、学校・家庭・地域の連携を図ったコミュニティースクールの充実を展開し、城前っ子の豊かな心と健やかな体の育成に邁進する。

1 全職員協働体制の確立と学校経営方針の具現化

(1) 学力向上マネジメントによる信頼される学校経営の推進

- ① 学力向上に係る県の長期目標及び短期目標を踏まえた推進目標を設定し、組織体・同一方向で児童の学力保障に努める。

【城前小学校の達成目標】

- ◎ 令和3年4月の全国学力学習状況調査において、全教科・領域で全国平均を上回る。
- ◎ 令和4年2月の県学力到達度調査において、対象学年全体が全教科・領域で県平均を上回る。

- ② 校長の経営ビジョンや学校評価から示された学校課題と連鎖させた教職員一人一人の自己目標を設定し、PDCAのマネジメントサイクルで学校経営への参画意欲を高める。
・教職員自己申告書、学級経営案等で、「何を」「いつまでに」「どのような結果にする」などの具体的達成目標を設定し、教職員一人一人の主体的な学校経営参画を図る。
- ③ 学校評価（教職員自己評価・児童アンケート・保護者アンケート）を踏まえ、新たな課題を見出し、学校経営の改善に努める。

(2) 「統一・徹底」を図り、課題の共有化と協働実践

- ① 学校は組織体であり、「統一・徹底」を合い言葉に、学校の全職員が共通理解し、協働体制の確立、同一方向での協働実践の充実を図り、学校経営の推進に全力を尽くす。
- ②
- ③

2 確かな学力の向上の推進

(1) キャリア教育の視点を踏まえた学力向上の推進

- ① 「学び」が、実生活と関連することをキャリアパスポートを通して実感させ、「学ぶ意義」や「働く意義」を実感することを系統的に指導し、「学ぶ意欲」の向上を図るキャリア教育の視点を踏まえた学習活動を工夫し、子どもに夢や希望を持たせる実践に努める。
- ② 教科等年間指導計画に「地域教育資源（地域人材、自然等、地域素材）」の活用を位置づける。

(2) 「わかる授業」の充実による学力向上の推進

- ① 「確かな学力向上6大実践」の推進

- 1 各教科等の年間授業時数の実質的な確保（標準時数以上）を踏まえた教育課程の編成と教育課程の「質」と「量」の適正な管理
- 2 問いを生かした「主体的・対話的」で深い学びによる3つの資質能力を生かした授業実践を図る協働実践

- 3 個に応じたきめ細かな指導を図る学力向上協働実践
- 既習事項定着徹底期間（春休み・4月7日～4月12日：2年～6学年対象）における協働実践
 - 朝の基礎・基本学習（毎週月・火・水の8時25分～8時35分）
 - ・11月：5学年対象 学級担任及び管理職、担外教諭による協働実践
 - 学力強化期間（3学期）における協働実践及び次年度担任への「確かな引き継ぎ」
 - 3学期→到達度調査→春休み→4月全国学力・学習状況調査までを見通し、「**学びの連続性**」を踏まえた実効性ある学力向上に努める。
 - 火・水のチャレンジ学習の実施（指導と評価の一体化）
- 4 各種学力調査結果を分析し、児童の実態を踏まえた協働実践
- ・全国学力学習状況調査（4月19日 6学年）
 - ・市学力強化月間（11月・2月）
 - ・学びのたしかめ（6月・12月）
 - ・県学力到達度調査（2月 3～6学年）
- 5 「うるま市共通実践項目」を根幹にした日常的な授業改善
- 6 問いが生まれる授業サポートガイドと学力向上推進プロジェクトⅡを活用した授業改善

② 学びの質を高める子ども視点の授業改善3つの視点と5つの方策

以下に示す「3つの視点と5つの方策」を共通実践する

視点1：自己肯定感の高まり 視点2：学び・育ちの実感 視点3：組織的な関わり

方策1：日常化する

方策4：見通す

方策2：そろえる

方策5：つなぐ

方策3：支える

③ 言語活動の充実を図る言語環境の整備

・「言語活動の充実」を実現する国語科の役割を明確にする。そのため、国語の授業で説明の仕方や書きまとめる言語能力等を育成し、各教科の目標を実現するための手立てや方法を身につけさせる。

・教師は正しい言葉で話し、正確で丁寧な文字を書くよう努める。

・全校体制で、教師と児童、児童相互の話し言葉が適切に使われる状況をつくり、授業はもちろん、教育活動全体を通して言語活動の実践に努め、「確かな学力」の向上を図る。

④ OJTやOFF-JTによる授業力向上を図る主体的な校内研修に努める。

・行政主催の研修会で得た知識や情報を伝達講習し、全教師のスキルアップを図る。

⑤ 校内研修を中心に、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）の指導方法の研究を段階的に進める。（琉大との連携を図る）

⑥ 評価・改善を重点に、指導と評価の一体化を図るため、週案の「授業等の反省欄」を活用し、授業の振り返りと次時の授業へ連動する実践に務める。

⑦ 電子黒板や書画カメラ、デジタル教科書等、ICT機器を活用した授業改善を図る。

⑧ 外国語活動や外国語の充実を図り、英語によるコミュニケーション能力の育成に努める。

⑨ 学習センターとして図書館を効果的・効率的に活用し、本に親しむ児童の育成に努める。

(3) 「あいさつ・返事・後始末」の徹底の徹底

① 「あいさつ」・・・朝のあいさつ運動と連携した取り組みを行う。

② 「返事」・・・学校活動全般で、教師の返事が模範として随所に表れ「返事のできる児童」を育成する取り組みを行う。

④ 「後始末」・・・生活面と学習面の取り組みの強化を図る。（トイレのスリッパや学習用具の片付け）

3 「豊かな心」の育成

(1) 道徳教育や人権教育、平和教育の充実に努め、生命や人権を尊重する思いやりの心を育む。

(2) 道徳の時間を要として、学校教育全体を通じて意図的・計画的に道徳教育を実施する。

このため、「道徳の時間」はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導の充実に努め、自己の生き方についての考えを深める。

(3) 相手の立場や気持ちを考え、「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」態度の育成を図り、生命を尊重する道徳教育、生徒指導、教育相談、人権教育の計画的な実践に努める。

① 学校いじめ防止基本方針の見直しによるいじめの未然防止に努める。

② 人権の日の定期的な実践を図り、人権意識の高揚を図る。

③ 「ふわふわ言葉」を使える城前っ子の協働実践に努める。

④ アセスメント検査による児童理解を深める。

⑤ 全学年、発達段階に応じ、計画的に情報モラル教育の充実に努める。

⑥ 幼小交流学習を推進し、幼稚園から小学校への円滑な繋がりに努める。

・5学年との交流学習（総合・生活科）による交流活動

⑦ 地域関係団体との密な連携を図る。

・3学年と城北老人会とのグラウンドゴルフ交流（総合）

・4学年の地域環境学習（総合）

・曙・城北青年会とのエイサー指導及び運動会での自治会対抗リレー・人権の花、校外児童会の取り組み

⑧ 心に響く体験活動の充実（職場見学、宿泊学習、修学旅行、美化デー、クリーン活動等）

(4) 防災訓練（避難訓練）を通して、命の大切さや助け合い、危険回避能力を学ばせる。

- (5) 家庭・地域と連携し、心に響く体験活動を展開し、道徳教育の充実に努める。
- (6) 発達段階に応じた**就寝・起床時刻を設定**し、基本的な生活習慣を確立させるために、**十分な睡眠時間の確保と不登校の対策指導**を図る。
- (7) 教育相談を充実させ、児童理解に努める。
- (8) 毎週木曜日に、学級の時間を設定し、児童と向き合う時間を工夫し、児童理解を図る。
- (9) 学校環境・教室環境の整備
 - ・あいさついっぱい・花いっぱい運動
 - ・掲示教育の充実
 - ・**集中して清掃に取り組む**

4 地域に根ざした教育、特色ある教育活動のさらなる推進

- (1) 開かれた学校作りを行い学校・家庭・地域との連携を強化する
 - ① **地域関係団体との密接な連携を図る。**
 - ・自治会長や子ども会、青年会と連携した活動を推進する。
 - ・教師の担当自治会を指定し、自治会毎の活動をサポートする体制を整える。
 - ② **地域の自然や素材を生かした授業改善を図る。**
 - ・地域の自然や素材を積極的に活用し、学年に応じた学習を行う。
 - ・地域の清掃活動などを通して、よりよく地域理解したり住みよい地域を作るなど気持ちを醸成する。
 - ③ **地域人材の計画的・効果的活用を図る。**
 - ・運動会のエイサー、石川川の調査、老人会による昔遊びやフラワーロード作りなど、地域人材を計画的、積極的に活用し、教育効果を高めると共に、地域を愛する心を醸成する。
 - ④ **地域行事への積極的参加と地域行事への参画を図る。**
 - ・より深く地域を知ったり地域を愛したり、将来にわたって住みよい地域づくりに貢献したりするために、地域の人々や行事に積極的に関わる機会を作る。
 - ・低学年は、地域行事に積極的に参加する。学年が進むにつれ、地域行事への参画意識を高めていく。
- (2) 地域の自然環境や地域人材を活用した特色ある教育活動の展開に努める。
 - ① 自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感することをねらいとした体験的活動の実践
 - ② 「学ぶ意義」「働く意義」の実感をねらいとした奉仕的活動（6年職場見学）
- (3) 恵まれた自然環境に感謝し、親しむとともに、環境保全に目を向ける体験活動（5年宿泊学習）

5 教職員としての職責の自覚と保護者や地域から信頼される教師

- (1) 職員同士がリスペクトし合い、励まし合う職場環境づくりに努める。
 - ① 教職の崇高性、重要性を確認し信頼される教師を目指した取り組みを強化する
 - ・城前小学校教職員十箇条による職責の確認
 - ・保護者や地域人材への丁寧な対応の推進
 - ② コンプライアンス強化月間（4月、7月、12月）を設定し、教職員としての職責の重さを自覚し、服務研修を不断に行い、公私に渡り、公務員としての服務規律（義務、禁止、制限）の意識化を図る。
 - ・人権ガイドブック等を活用した研修会の継続実践
 - ・コンプライアンスリーダーを選任し、同僚同士で注意し合う職場環境の醸成
 - ・服務規律強化月間でのチェックシートを活用して意識の高揚を図る。
 - ・全職員対象に「大切な人へのメッセージ」を作成し、宣誓することで不祥事の防止をねらう。
 - ③ 「教職に対する強い情熱」「教育の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」を高めるため、職員相互のチームワークを重視し、服務規律に関して注意し合ったり、授業方法を気軽に情報交換できる関係づくりに努め、教職員全体の使命感と倫理観の向上に繋げる。
- (2) **教師の凡事徹底**を設定し、職務に対して誠実に対応する。
 - ① 「うるま市共通実践項目」を根幹にした日常的な協働実践
 - ② 「分かる授業」づくりの工夫
 - ・県教育委員会発行「学力向上推進プロジェクトIIや問いが生まれる授業サポートガイド」の協働実践に努める
 - ③ みほそ教育の充実
 - ・「地域にとって、学校は文化の中心であり、城前っ子は、地域の宝である」という信念を持ち、**見とめる・見める・見だてる**指導の充実に努める。

4 指導の努力点

(1) 教育課程の効果的な推進

- ① 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、学校教育全体として調和のとれた教育課程を編成し実施するとともに、各教科の年間授業時数の実質的な確保に努める。
- ② 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育成し、学びぬ向かう力・人間性を涵養することに努める。
- ③ 週案を活用して教育課程の「量」と「質」の確保に努める。
- ④ カリキュラムマネジメントの確立を図る。

(2) 学習指導の工夫・改善・充実

- ① キャリアパスポートなどを活用して「学ぶ意義（学ぶことが実生活とどのように関わるか）」を理解させる学習指導の工夫・改善に努め、「キャリア教育の視点を踏まえた学力向上」の推進

に努める。

- ② 「わかる授業」を構築するため、主体的な授業研究会を行い、授業力の向上を図るとともに、研修の成果を共有し、授業改善に努める。
- ③ 「うるま市共通実践項目」及び「学力向上推進プロジェクトⅡの3つの視点による」協働実践に努め、指導と評価の一体化を図る。
- ④ **学びのたしかめや到達度調査、全国学力・学習状況調査結果資料および本校作成の各種テスト分析資料**を効果的に活用し、授業に反映させる。
 - ・ **学年間差や学級間差**をなくすため、学年会で話し合い、課題解決に向けて学年単位で授業改善に努める。
- ⑤ 教師の「授業力の向上」を意図した校内研修の充実に努める。
 - ・ 全員一公開授業を基本とし、指導案の作成や授業研究会を全校体制で行い、日常的に授業づくり等について、広く意見交換を行う等、全教員の授業力向上に努める。
 - そのため、経年経験者研修（初任研・2年目研・3年目研・5年目研・10年目研等）で公開授業する教科を学年全体で共有し、教材研究を図り、PDCAサイクルによる授業改善に努める。
 - ・ 「**主体的**」「**対話的**」で「**深い**」**学びのある授業作り**の研究を進める。
- ⑥ **言語活動の充実**に努める。
 - ・ 国語の物語文や説明文の**視写**、新聞づくり、音読を生かした朗読読み聞かせなど、平易で何度も読んだり書いたりする。
 - ・ 学級やグループで話し合い、発表し合う学習形態を工夫する。
- ⑦ 各教科領域との関連を図り、年間指導計画の作成、及び授業改善に努める。
- ⑧ 教科等年間指導計画に位置づけて、**地域教育資源**（人材バンク）を活用して指導の効果を高める。

(3) 道徳教育の充実

- ① 特別の教科「道徳」は、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶことを基本とする。そのため、本校においては、児童が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになること。
- ② 特別の教科「道徳」、下記の指導と評価を踏まえた教材研究及び指導力向上に努める。

特別の教科「道徳」の指導と評価

- ◎ **自我関与が中心の学習や問題解決的な学習、体験的な学習などを取り入れ指導方法を工夫する**
- ◎ **児童の道徳性に係る成長を認め、励ます評価を行う。**

- ③ 学校や地域の実態に応じて全体計画や年間指導計画を作成・改善し自他の生命を尊重する。
- ④ **教育活動全体として道徳性を育み、子どもの心と目線に立った「授業づくり」**に取り組む。
- ⑤ 各教科等で、それぞれの特性に応じた道徳の内容を適切に指導するとともに、学習活動が児童の生き方に直接かかわっていることを実感させるなど、共に学ぶ楽しさや自己の成長に気づかせる指導に努める。
- ⑥ 家庭・地域との緊密な連携を図り、道徳性を培う体験活動を一層活発にする。
- ⑦ 地域の自然や環境を生かした道徳的実践の充実に努める。（人・もの・こととの触れ合い）
- ⑧ 防災・防犯訓練を通して、命の大切さや支え合う心や助け合う心、感謝の心等、豊かな心をはぐくむ授業の充実に努める。
- ⑨ 朝の自主活動を日常化し、花壇の整備を含め、**勤労観と愛校心**の育成に努める。
- ⑩ 全学級で、1回以上の道徳の公開授業を行う。（授業参観を含む）

(4) 健やかな心と体をはぐくむ教育の推進

- ① 「**全国体力・運動能力、運動習慣調査**」結果を踏まえた授業の工夫
 - ・ **8時・徒歩登校の推進** ・一校一運動の推進（ラジオ体操や朝のマラソン）・泳力の向上
- ② 自分の健康に関心を持ち、病気やけがの予防に心がける。
 - ・ 食後の**ぶくぶくうがい**の習慣化、学年修了時のむし歯治療率**60%**をめざす。
- ③ 学校3師、学校栄養士、保護者との連携のもと、学校保健委員会を年3回実施し、なお一層の活性化を図り、組織的・計画的に本校の健康課題へ向けた実践に努める。
- ④ **全児童を対象に、講師を招聘しての「喫煙、薬物乱用防止教育」**を実施し、低学年段階からの禁煙指導の実践に努める。
- ⑤ 性・エイズに関する教育は、児童の発達段階に応じ実施する。
- ⑥ 心身の機能をコントロールできる児童を育成するため、保健室の機能及び保健室経営の充実に努める。
- ⑦ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、学習内容・学習評価の観点・留意点等について、全職員共通理解の下、体育学習の充実に努める。
- ⑧ 体力テストや泳力テストの結果等から児童の体力の実態を把握し、学年の発達段階や個に応じた数値目標や体力的課題を明確にして、学校の教育活動全体を通して、体力の向上を図る。
- ⑨ 一校一運動の推進（ラジオ体操・朝のマラソン）で体を動かす機会を設け、日常的に運動に親しむ環境づくりを図る。

(5) 生徒指導の充実

- ① 人権尊重の視点から、児童一人一人が自分自身を大切にするとともに、全ての人の大切さを認め、学校の教育活動全体を通して生命の尊重、個人の尊重等についての指導の工夫改善に努める。(ふわふわ言葉の協働実践)
- ② 日常的なかかわりの中で、教職員と児童の信頼関係づくり、児童相互の人間関係づくりに努め、共生の心の育成を図る。学級の時間を週時程に位置付ける
- ③ 月1回「人権の日」を設定し、人権目標に沿って人権意識の高揚を図る。
- ④ 「学校いじめ防止基本方針」の検討を行い、全校体制でいじめの未然防止に努める。
- ⑤ インターネット等による人権侵害等の課題について、情報モラル指導の充実に努める。
・スマートフォンのアプリ機能「LINE」等を使った弊害(ネットいじめに繋がる)の指導
- ⑥ 職員会議、校内ケース会議、生徒指導部会における児童のアセスメント(見極め)の充実、学年間の情報連携、行動連携による教育相談等の充実に努める。
- ⑦ スクールカウンセラーやS S W、教育相談員など効果的に活用した適切な支援・指導を行う。

(6) キャリア教育の充実

- ① 中教審答申(H23,1,31)を受けて「**基礎的・汎用的能力**(各種能力論を分野や職種に関わらず社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力)」の視点を各教科等の指導目標との関連を踏まえながら位置づけ指導を図る。
- ② キャリアパスポートを通して自らの学習状況やキャリア形態を見通し、振り返ったりして、自己評価を行い、夢や希望を育む自己実現に繋げさせる。
- ③ 仕事の多様さや人と人とのつながり、身近な大人への理解及び夢や希望を育ませることをねらいに、6学年で**職場見学**を実施する。
・事前指導では、児童がその意義やねらいを理解し、自分なりの目標を持って臨むことができるよう指導する。
・事後指導では、体験から学んだことをまとめ、その後の学習の充実に繋がるように指導する。

(7) 特別活動の充実

- ① 学級活動・・・学級や学校での生活をよくするための課題解決するための話し合い活動、役割分担して協力して実践し、将来の生き方を描くための資質能力を育成する。
- ② 児童会活動・・・異年齢の児童同士で協力し、学校をよくするための課題解決に取り組み資質能力を育成する。
- ③ 学校行事・・・全校または、学年の児童で協力しより良い学校生活を築くための体験活動所属感や連帯感を深め、資質能力の育成を図る。
- ④ クラブ活動・・・異年齢の児童同士で協力し計画を立てて自主的に取り組み個性の伸長を図り、資質能力の育成を図る。

(8) 特別支援教育の充実

- ① 校長のリーダーシップの下、全教職員協働体制で特別支援教育の充実に努め、組織的・計画的な実践(「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の策定及び日常的な指導)に努める。
- ② 全職員が特別支援学級の児童について正しい理解と認識を深め、協力体制のもと教育的支援を行う。
- ③ 特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の機能化を図り、支援体制の充実に努める。
- ④ 特別支援学級の弾力的な運用として、通常学級に在籍する児童が特別支援学級で支援が必要な場合は、保護者との相談を持って対応できるようにする。
- ⑤ 校内研に特別支援教育の講話を位置付ける(4月～7月)

(9) 食育の推進

- ① 栄養や食事のとり方等について、正しい知識を習得させ、児童自ら望ましい食事について判断し、実践していく力を身につけさせるよう「食」に関する指導の工夫に努める。
- ② 給食時間や学級活動、関連教科等において、学校栄養教諭等を活用し、食に対する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図る授業改善に努める。(給食全員完食をめざす)
- ③ **毎月19日は食育の日とし、給食でおにぎりなどを作り食に関する関心を高める。**
- ④ **学期1回、子どもがお弁当作りを手伝う活動を推奨する。一学期は「春の遠足」、二学期は「運動会」でお弁当作りを手伝ってもらう。そして、三学期は、1月19日に親子で作ったお弁当を持参してもらうことで、食に対する関心を高める。**
- ⑤ 保護者と連携し、「早寝・早起き・朝ご飯」運動を中心に、朝食摂取率の向上に努める。
- ⑥ 学校給食を活用した栄養指導、個別の相談指導に努め、全児童給食完食をめざす。

(10) 学校安全・防災教育の推進

不審者や地震・津波、火災などから「安全な学校」をめざして以下の取り組みを行うとともに、職員一人一人が危機管理マニュアルの周知を徹底する。

- ① 安全教育については、定期的・臨時的・日常的な安全点検の実施に努める。
- ② 地域や学校・子どもの安全・安心を守るための**防災教育**の充実に努める。そのため、**地震・津波等の自然災害に備え、保護者や石川消防、教育委員会と連携し、「危機管理マニュアル」を活用し、災害時に機能する最悪を想定した実践に努める。**

- ③ これまで、児童が火災に巻き込まれたことを受け、火災訓練を実施し、火の恐怖を理解させる。
- ④ 不審者侵入に対する避難訓練や防犯教室、「交通安全教室」等の取組等の参加・体験・実践型教育の充実を通して、児童の危機回避能力の育成を図る。

(11) 平和教育の充実

- ① 生命の尊重と個人の尊厳を基盤に、思いやりの心や寛容の心、世界の平和を希求する心の育成に努める。
- ② 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連をリンクさせながら、各教科等の年間指導計画に位置付け、**年間を通して**平和教育の充実に努める。
- ③ 沖縄戦に関する授業や平和集会、読書活動を通して、生命の尊重や個人の尊厳を理解させ、平和を希求する態度を育成する。
- ④ 戦後教育の発祥の地として、城前小学校が沖縄戦中、1945年5月7日に創立されたことを指導し、平和を希求した先人の願いを理解させ、平和の尊さの育成に努める。
- ⑤ 戦争体験者等が高齢化し、語り部が少ない状況を踏まえ、校内研修の充実を図り、数少ない地域人材を活用し、平和教育に関する教師一人一人の指導力向上に努める。
- ⑥ 宮森小学校の630会や地域の慰霊祭に参加し、平和教育について考える。



教育発祥の地の石碑

(12) 国際理解教育・外国語教育の推進

- ① 広い視野を持ち、郷土を愛し、異なる文化を持った人々と協調していく資質や能力を持つ人材育成に努める。
- ② 国際理解教育の充実を図り、外国語（英語）に慣れ親しませ、外国語（英語）を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体得させる。
- ③ 中学校外国語（英語）教育との円滑な接続と学びの連続性を踏まえ、ALT と HRT の連携を図り、コミュニケーション能力の基礎を育む指導方法を工夫する。
- ④ 小学校段階にふさわしい歌、ゲーム、簡単なあいさつ、スキットなど、音声を使った体験的な活動が行えるように努める。
 - ・ALTを活用し、低学年段階から音声に慣れ親しませる。
 - ・高学年では、身近で簡単なことについて互いの考えや気持ちを伝え合う能力の育成を図る。

(13) 情報教育の充実

- ① 児童に付けさせたい達成目標を設定し、児童のコンピュータ活用能力を高める。
- ② 教師の情報活用能力を高めるため、計画的な校内研修を充実させるとともに、校内LAN活用の充実を図り、学校における情報通信ネットワーク環境の整備に努める。
- ③ **電子黒板や書画カメラ、デジタル教科書等、ICT機器の特徴**を生かした授業に努める。
 - ・電子黒板やデジタル教科書（a.物を拡大して見せる b.物を立体的に見せる c.図・動画・グラフィック）
 - ・板書（黒板）とノートを一致させることで、子どもたちが書き写しやすく、理解しやすいノート
- ④ ルールやマナーの遵守及び個人情報やプライバシー、著作権等への配慮を行い、児童の**情報モラルの育成**に努める。
- ⑤ 保護者や地域住民に対して、学校の教育活動を積極的に情報を公開、提供するため、学校ホームページを随時更新する。
- ⑥ 自分たちでパソコンを使って学習する情報活用能力の育成をめざしたプログラミング教育の充実に努める。

(14) 環境教育の充実

- ① 地域の環境や環境問題等を踏まえ発達段階に応じた地域素材の教材化、地域人材の活用を図り、地域の一員として積極的に地域の環境保全を行おうとする態度を育成する。
- ② 「環境が人をつくる」の信念のもと、花と緑に囲まれた潤いのある校内環境作りに努める。
- ③ 持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成を踏まえ、自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題解決する資質や能力を向上させ、生きる力の育成を図る。
- ④ 地域で行われるクリーン活動（CGG運動）やリサイクル運動等への参加を促すなど実生活との関連を重視した環境教育の充実を図る。

(15) 教育相談の充実

- ① 日頃の人間的な触れ合いを通して児童との信頼関係を深めるとともに、一人一人の児童の能力・適正・興味・関心等幅広い視点から、ブレず、見捨てず、関わり続けることを踏まえた粘り強い段階的指導・支援に努める。
- ② 校内の生徒指導体制を確立し、毎月の職員会議事項に被せて「生徒指導情報交換会」を行い、全職員共通理解のもと、児童の望ましい学校生活及び問題行動の早期対応に努める。
- ③ 生徒指導上の諸課題への充分な対応のために、家庭・学校・地域社会・関係機関が一体と

なった情報の共有・生徒指導体制の充実、連携・強化に努める。

- ④ いじめ根絶を主たる目的とするため、「**学校いじめ防止基本方針**」を踏まえ、**いじめ防止対策委員会**を組織する。
- ⑤ 重大事態が発生した際は、**いじめ防止対策緊急対策委員会**を招集する。
- ⑥ 定期的な諸アンケート（ア 生活実態調査・年3回、児童 イ 保護者いじめアンケート年2回）を実施し、不登校やいじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見・早期解決に努める。
- ⑦ 児童の発達段階に即した教育相談を行うことにより、好ましい人間関係を育て、学校生活によく適応させるとともに、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図る。
- ⑧ **教育相談週間**（6月・3月）及び「**教育相談の日（毎月第4水曜日）**」を設定し、児童理解に努める。また、日頃から児童及び保護者が教師に気軽に相談できる学校環境と相談活動の充実を図る。

(16) 子どもの貧困対策の推進

- ① 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け学校教育による学力の保証、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的な対策を推進する。
- ② うるま市児童未来課やb & gなどの関係機関と連携して支援体制の構築を図っていく。

☆☆☆ 集中し徹底すべき所と削除すべき所を明確にし、業務改善を常日頃から意識して、児童の確かな学力と職員の健康・ワークライフバランスを配慮した学校経営を行う。
(業務改善委員会は、企画部会が兼、委員長は教頭とする)

☆☆☆